

環事企第1号  
平成18年12月14日

## 北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準

日本環境安全事業株式会社

日本環境安全事業株式会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施に当たり、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書第4条の規定に基づき、室蘭市内で操業する北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準を次のとおり定めます。

### 第1 趣旨

この受入基準は、搬入者が北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設にポリ塩化ビフェニル廃棄物を搬入する際に、遵守しなければならない基準（連携者に遵守を要請しなければならない基準を含みます。）です。

### 第2 搬入者

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）には次に掲げる者のみポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条に規定する廃棄物とし、以下「PCB廃棄物」といいます。）を搬入できます。この受入基準では処理施設にPCB廃棄物を搬入できる者を「搬入者」といいます。

- ① 日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」といいます。）が関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及びこの受入基準（以下「受入基準等」といいます。）を遵守できるとして入門許可証を交付したPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者
- ② JESCOが受入基準等を遵守できるとして入門許可証を交付したPCB廃棄物の保管事業者

### 第3 受入対象物

- (1) 処理施設に搬入することができるPCB廃棄物は、次に掲げるものであって、かつ、その保管事業者がJESCOと処分委託契約を締結しているものです。
  - ① 寸法が幅4,400mm以下、奥行き2,700mm以下、高さ3,200mm以下であって、かつ、重量が12.5t以下の高圧トランス及び寸法が幅1,800mm以下、奥行き1,200mm以下、高さ2,300mm以下であって、かつ、重量が4.3t以下の高圧コンデンサ並びにこれらと類似した寸法、重量及び構造を有する電気機器（照明器具用安定器及び家電製品用コンデンサ並びに10kg未満の高圧トランス、高圧コンデンサ及びこれらと類似した重量及び構造を有する電気機器を除きます。）
  - ② ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」といいます。）
  - ③ PCBを含む油
  - ④ 第4に掲げる漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ
  - ⑤ ①から③までのPCB廃棄物の保管容器であって、鉄、ステンレススチール、アルミ等の金属製又はガラス製若しくは陶磁器製であるもの
  - ⑥ PCB廃棄物の収集運搬に使用された吸収材、ウエス、ロープ及びワイヤー（吸収材、ウエス及びロープはセルロース系材質のものに限ります。）
- (2) (1)の各号に掲げるPCB廃棄物のうち、処理に当たって特別な措置を要する構造、材質等を有するものについては、搬入前に調査、試験等を行うことがあります。

#### 第4 運搬容器

- (1) 搬入者は、処理施設に搬入するP C B廃棄物（第3(1)④に掲げるものを除きます。）については、別紙1別表(1)の上欄に示す条件に適合する漏れ防止型金属容器を、同表の下欄に示すとおりに管理し使用して運搬しなければなりません。
- (2) 搬入者は、ドラム缶又はペール缶に収納されていない第3(1)②又は③に掲げるP C B廃棄物については、保管容器ごと鉄製又はステンレススチール製のドラム缶又はペール缶に収納した上で、漏れ防止型金属容器を使用して運搬しなければなりません。
- (3) 搬入者は、第3(1)①に掲げるP C B廃棄物の寸法が漏れ防止型金属容器に入らない場合又は漏れ防止型金属容器を含めたP C B廃棄物の総重量が5tを超える場合には、別紙1別表(2)の上欄に示す条件に適合する漏れ防止型金属トレイを、同表の下欄に示すとおりに管理し使用して運搬しなければなりません。

#### 第5 運搬車両

搬入者は、処理施設にP C B廃棄物を搬入する場合には、別紙1別表(3)に示す運搬車両を使用しなければなりません。

#### 第6 G P Sシステム

- (1) 搬入者は、J E S C Oが別紙1別表(4)に定めるG P Sによる運行状況管理システム（以下「G P Sシステム」といいます。）を備えた上で、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置（以下「車載装置」といいます。）を搭載しなければなりません。
- (2) 搬入者は、J E S C Oが別紙1別表(5)に定める方法によりG P Sシステムを適正に運用しなければなりません。

#### 第7 従事者の教育・訓練

- (1) 搬入者は、P C B廃棄物の収集運搬に従事する者（以下「従事者」といいます。）に対して、P C B廃棄物を安全かつ確実に取り扱えるようにするために必要な収集運搬方法及び緊急時の対応方法並びに処理施設へのP C B廃棄物の搬入を的確に行えるようにするために必要な受入基準等についての教育・訓練をしなければなりません。
- (2) (1)の教育・訓練は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するP C B廃棄物の収集運搬作業従事者講習会若しくは都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第24条の2に規定する政令で定める市の市長を含む。）がP C B廃棄物の収集運搬作業従事者の資格要件を満たす知識及び技能が取得可能な講習会として認定した講習会（J E S C Oが適当と認めるものに限る。）又はこれらの講習会を修了した安全管理責任者（第2②に掲げる搬入者にあっては特別管理産業廃棄物管理責任者）若しくは運行管理責任者（第2②に掲げる搬入者にあっては保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者）により行うものとします。

#### 第8 収集運搬の安全の確保等

- (1) 搬入者は、処理施設にP C B廃棄物を搬入するために行うP C B廃棄物の積込み作業、運搬作業又は積下し作業（以下「運搬作業等」といいます。）について、P C B廃棄物からP C Bを飛散させ又は流出させることができないよう受入基準等に適合した従事者及び機材を用いなければなりません。
- (2) 搬入者は、処理施設に搬入するため運搬作業等を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入しないなければならない。

(3) 搬入者は、搬入者以外のP C B廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業者又はP C B廃棄物の保管事業者と連携して収集運搬を行う場合は、その連携する者（この受入基準では「連携者」といいます。）が行う運搬作業等について、P C B廃棄物からP C Bを飛散させ又は流出させることができないよう関係法令、P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン及び別紙2に掲げる基準に適合させなければなりません。

#### 第9 水の付着等

搬入するP C B廃棄物及び吸収材は、原則として雨水その他の水が付着し、又は吸収していないものでなければなりません。

#### 第10 搬入経路等

(1) 搬入者は、P C B廃棄物を積み込んだ運搬車両の処理施設への入門に際しては、次表の上欄に掲げる積込区域（その入門に使用する運搬車両にP C B廃棄物を積み込んだ区域をいう。ただし、入門に使用する運搬車両にP C B廃棄物を積載して海上輸送する場合にあっては、その運搬車両が下船する区域をいう。）ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる経路により国道36号仲町ランプに至り市道御崎埠頭1号通線から処理施設に搬入し、それぞれ同表の下欄に掲げる地点を通過する際に、車載装置を用いて運搬車両の位置情報を発信することを基本とするほか、北海道、室蘭市その他関係自治体による搬入経路についての指導内容を遵守しなければなりません。

積込区域	室蘭市	伊達市	登別市	室蘭市、伊達市及び登別市以外の区域
経路	国道36号又は国道37号を経由する経路	国道37号を経由する経路	国道36号を経由する経路	道央自動車道を利用し、登別室蘭インターチェンジに至り国道36号を経由する経路又は室蘭インターチェンジに至り国道37号を経由する経路
位置情報を発信する地点	・そのP C B廃棄物を積み込む地点 ・室蘭市の区域との境界線	・そのP C B廃棄物を積み込む地点 ・室蘭市の区域との境界線	・そのP C B廃棄物を積み込む地点 ・室蘭市の区域との境界線	・室蘭市の区域との境界線 ・登別室蘭インターチェンジ又は室蘭インターチェンジ

(2) 搬入者は、保管事業場からのP C B廃棄物の運搬に先立ち、収集運搬の都度、運搬容器並びに運搬経路、予定日時及び気象状況に応じた対応等を記載した保管事業場から処理施設までの運搬計画をJ E S C Oに提出しなければなりません。

#### 第11 搬入時間帯

搬入者は、J E S C Oが指定した時間帯に処理施設に搬入しなければなりません。

#### 第12 受入拒否

J E S C Oは、受入基準等に違反したP C B廃棄物の搬入は、拒否するものとします。

## 搬入者に係る受入基準別表

## 別表(1) 漏れ防止型金属容器

## (構造等)

## 1. 外形・強度

- (1) 外寸は、幅2,000mm以下、奥行2,950mm以下であって、かつ、高さが2,050mm以下であること。
- (2) 容器本体に次の表示がされていること。
  - ① 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先
  - ② 容器の総自重
- (3) 自重を含めて5tの重量があるときに、フォークリフトで持ち上げた場合又はクレーンで吊り上げた場合に、容器本体、フォークポケット及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。
- (4) 運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。

## 2. 材質

ステンレススチール製であること。

## 3. 構造

- (1) 底面及び側面からPCB廃棄物が漏洩しない構造であり、蓋を閉めたときに雨水が内部に侵入しない構造であること。
- (2) 蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することができない構造であること。
- (3) 底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。
- (4) 容器本体4隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。
- (5) 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。
- (6) 取付け及び取外しを容易に行うことができる仕切板による内部仕切りができる構造であること。
- (7) 容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車両荷台に固定できること。
- (8) 運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。

## (管理・使用方法等)

## 1. 容器の使用前確認

容器の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認するとともに、収容しようとする物の重量及び容器の自重の合計が5t以下になることを確認すること。

- (1) PCB廃棄物が残存していないこと。
- (2) 錆等による腐食がないこと。
- (3) 著しい損傷がないこと。

## 2. 吸収材

- (1) 吸収材は、次に掲げる要件を備えたものを使用すること。

- ① 材質はセルロース系であること。
- ② PCBを吸収しやすく、かつ、水を吸収しにくいものであること。
- ③ PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。
- ④ PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。

- (2) 3の要件に適合させるために袋等に収容して使用する場合には、当該袋等についても、(1)に掲

げる①から③までの要件を全て備えたものであること。

この場合における当該袋等については、内部の吸収材がP C Bを吸収したか否かについての判別が困難となることがないような色、厚さの生地を使用すること。

### 3. 吸収材の使用方法

- (1) 所定の量の吸収材を空隙に入れること。
- (2) 吸収材は、容器内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用すること。

### 4. 容器の固定

- (1) 容器は、運搬時に転倒又は落下することができないように運搬車両荷台（J Rコンテナに容器を収納する場合にはそのコンテナ）に固定すること。

- (2) 運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるようP C B廃棄物を固定すること。

### 5. P C B廃棄物の取り出し作業を容易にするための措置

容器内のP C B廃棄物の取り出し作業を容器外から容易に行うことができるよう、次のいずれかの措置を講ずること。

- (1) クレーンで持ち上げができるインナートレイ（容器内に収納できる荷受け用の小型トレイ）上にP C B廃棄物を固定して収容すること。この場合、固定するP C B廃棄物の重量及びインナートレイの自重の合計が2 t以下であること。

- (2) 積載時に使用したクレーン用のワイヤーを取り外さずにおき、P C B廃棄物の取り出し時に容易にクレーンにかけられるように収容しておくこと。

### 6. P C B廃棄物の転倒等の防止

荷役時及び運搬時に、容器内でP C B廃棄物が転倒等により破損することができないように内部仕切り等必要な措置を講ずること。5(1)の方法による場合は、インナートレイ上で固定することでよい。

別表(2) 漏れ防止型金属トレイ

#### (構造等)

##### 1. 外形・強度

- (1) 運搬車両の荷台にトレイを固定した状態でP C B廃棄物を天井クレーンにより積み下ろすことから、トレイの高さは、その天井クレーンの吊手巻き上げ上限高さ6. 6mを考慮したものであること。

- (2) トレイ本体に次の表示がされていること。

- ① 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ② トレイの総自重

- (3) 無負荷の状態でクレーンで吊り上げた場合に、トレイ本体及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。

- (4) 800mm以上の壁面高さを有し、又は200mm以上の壁面高さ及び運搬するP C B廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。

##### 2. 材質

ステンレススチール製であること。ただし、再使用しないトレイにあっては鉄製でもよい。

##### 3. 構造

- (1) 底面及び側面からP C B廃棄物が漏洩しない構造であること。

- (2) 吊り上げるときに最も形状を保ち易い4ヶ所にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。

- (3) トレイ内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。
- (4) トレイは、運搬時に転倒又は落下することのないように、トレイの4隅又はこれに代わる適切な位置にフック等の器具を設けて運搬車両荷台に固定できること。
- (5) 運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるようP C B廃棄物を固定できること。

(管理・使用方法等)

1. トレイの使用前確認

トレイの使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認すること。

- (1) P C B廃棄物が残存していないこと。
- (2) 錆等による腐食がないこと。
- (3) 著しい損傷がないこと。

2. 吸収材

- (1) 吸収材は、次に掲げる要件を備えたものを使用すること。

- ① 材質はセルロース系であること。
- ② P C Bを吸収しやすく、かつ、水を吸収しにくいものであること。
- ③ P C Bを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。
- ④ P C Bを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。

- (2) 3の要件に適合させるために袋等に収容して使用する場合には、当該袋等についても、(1)に掲げる①から③までの要件を全て備えたものであること。

この場合における当該袋等については、内部の吸収材がP C Bを吸収したか否かについての判別が困難となることがないような色、厚さの生地を使用すること。

3. 吸収材の使用方法

- (1) 所定の量の吸収材を入れること。
- (2) 吸収材は、トレイ内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用すること。

4. トレイの固定

- (1) トレイは、運搬時に転倒又は落下するがないように運搬車両荷台に固定すること。
- (2) 運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるようP C B廃棄物を固定すること。

5. 防水シートによる被覆

トレイ及びP C B廃棄物は、水が付着し、又は浸透しないよう防水シートで被覆する等必要な措置を講じて運搬すること。

6. P C B廃棄物の固定

運搬時に、P C B廃棄物が転倒又は落下により破損するがないように運搬車両又はトレイに固定するその他必要な措置を講ずること。

別表(3) 運搬車両

運搬車両は、処理施設に入門しない場合を除き、次に掲げる要件を備えたものを使用すること。

- 1. 運搬車両は、総重量が40t以下であること。
- 2. トレーラートラックで運搬する場合には、トレーラーの車長が16m(セミトレーラー相当)を超えないこと。
- 3. 漏れ防止型金属容器により運搬する場合には、フォークリフトにより車両進行方向左側側面から積み下ろせること。

4. 漏れ防止型金属トレイにより運搬する場合には、漏洩がない限り車両にそのトレイを固定した状態でP C B廃棄物を天井クレーンにより積み下ろすことから、車両の荷台の高さは、その天井クレーンの吊手巻き上げ上限高さ6.6mを考慮したものであること。

別表(4) GPSシステム

1. GPSシステムを構成する機器

GPSシステムは、車載装置を備えるとともに、当該運搬車両の運行状況を管理する事業所に車載装置が発信する情報を受信し運搬車両の運行状況を管理する運行状況管理設備（以下「管理設備」という。）を備えるものとする。

2. 車載装置の機能

車載装置は、以下の機能を備えるものとする。

- (1) 衛星通信その他の方法による管理設備との情報の送受信
- (2) 全球測位システムを用いた運搬車両の位置の測定
- (3) 加速度センサー等による運搬車両に加わる加速度の検出
- (4) 運搬車両速度の測定
- (5) (3)を用いた、あらかじめ指定していた運行状況から逸脱した異常状態の検出（以下「異常状態の検出」という。）
- (6) 運転従事者からの渋滞等の道路状況や運転従事者の体調不良等の運搬状況に関する情報の入力
- (7) 自動または手動による(2)～(6)の情報の発信

3. 異常状態の検出の定義

2(5)に定める異常状態の検出とは、急ブレーキ、急発進等により運搬車両に加わる加速度が予め指定した値を超えた時とする。

4. 車載装置が発信する情報

車載装置が発信する情報は、以下のとおりとする。

- (1) 運搬車両を識別することができる情報
- (2) 運搬車両の現在位置（全球測位システムにより取得した緯度経度）を示す情報
- (3) 運搬状態を識別する情報（運行開始・運行終了、積込み（収集）開始・積込み（収集）終了、積下し（搬入）開始・積下し（搬入）終了、休息開始・休息終了、積替え開始・積替え終了（※）、仮眠開始・仮眠終了、待機開始・待機終了等）  
※ 鉄道を利用する場合には貨物自動車から貨物列車への若しくは貨物列車から貨物自動車へのコンテナの載替え時を、又は、船舶を利用する場合には貨物自動車（被牽引車がある場合は被牽引車）の乗船、下船時を含む。
- (4) 運搬中の個々のP C B廃棄物を識別することができる情報
- (5) 運転従事者が連絡が必要であると判断した時（以下「緊急事態」という。）に、その状態を含め運転従事者により入力された情報

5. 緊急事態の定義

4(5)に定める緊急事態とは以下の時とする。

- (1) 運搬車両の接触、横転等の交通事故発生時
- (2) 地震、洪水等の自然災害や運転従事者の急病等により、収集運搬の継続が困難となった時
- (3) その他不測の事態が発生した時

6. 情報発信の時期

車載装置による情報発信の時期及びそれぞれの時期に発信される情報は、以下のとおりとする。

情報発信の時期	発信される情報 (4に掲げる項目番号)
運行開始・運行終了	(1)、(2)、(3)
休息開始・休息終了	
仮眠開始・仮眠終了	
待機開始・待機終了	
積込み開始・積込み終了	(1)、(2)、(3)、(4)
積下し開始・積下し終了	(1)、(2)、(3)
積替え開始・積替え終了	(1)、(2)、(3)
運行中(運行開始から運行終了までの10分毎)(※)	(1)、(2)、(3)
J E S C Oが指定する地点を通過したとき	(1)、(2)、(3)
異常状態の検出の時	(1)、(2)、(4)、(5)
緊急事態の発生時	(1)、(2)、(4)、(5)

※ 海上輸送中を除く。

7. 管理設備の機能

管理設備は以下の機能を備えなければならない。

- (1) 車載装置から発信された情報の蓄積、整理
- (2) (1)の情報を軌跡地図、走行履歴等の形式による表示
- (3) 日報の作成
- (4) 関係機関への情報の提供
- (5) 3に定める異常状態の検出の時に、車載装置に運搬状況を確認する信号を発信
- (6) (5)の後、車載装置からの応答がなく、その状態が30分間続いた場合、関係機関への自動による通報の配信
- (7) 緊急事態の発生時に運転従事者からの通報による関係機関への通報等の配信

8. 管理設備が関係機関に行う通報の内容

7(6)及び(7)において管理設備が関係機関に行う通報(以下「緊急通報」という。)の内容は、次のものを含むものとする。

- (1) 搬入者の社名、住所及び連絡先
- (2) 緊急事態が発生した場所
- (3) 緊急事態が発生した運搬車両の名称、車種及びナンバー
- (4) 緊急事態が発生した運搬車両の運転従事者の氏名及び連絡先
- (5) 緊急事態が発生した運搬車両に積載しているP C B廃棄物の数量及び荷主
- (6) 緊急事態に対応するに当たって留意すべき事項
- (7) P C Bの毒性等緊急対応のための情報(イエローカード相当の情報)

9. 緊急通報の配信は、以下の関係機関に対し、F A X又はその他の手段により行うことができるものとする。

- (1) J E S C O
- (2) 北海道及び室蘭市
- (3) 緊急事態が発生した場所を管轄する都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第24条の2に規定する政令で定める市
- (4) 積載しているP C B廃棄物の保管に係る事業場の所在地を管轄する道県又は(3)に掲げる市
- (5) その他J E S C Oが指定する機関

10. G P Sシステムの導入方法

GPSシステムは、搬入者が自ら整備するほか、自らの責任においてこのようなサービスを提供する事業者と契約することにより整備してもよいこととする。

別表(5) GPSシステムの運用方法

1. 車載装置の運搬車両への固定

運搬車両に搭載した車載装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いないこと。

2. 緊急事態の発生時の連絡体制の確保

搬入者は、PCB廃棄物の運搬作業等を行っている時は、海上輸送中を除きGPSシステムを必ず用いて、運行状況を把握し、異常状態の検出時を含め緊急事態が発生した時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。（海上輸送中はGPSシステムの代替措置により、当該体制を確保すること。）

また、搬入者は緊急事態が発生した時には、JESCO及びJESCOが定める関係機関に連絡すること。

3. JESCOへの情報提供

搬入者は、積込み完了時、積替え完了時（鉄道を利用する場合には貨物自動車から貨物列車への若しくは貨物列車から貨物自動車へのコンテナの載替え時を、又は、船舶を利用する場合には貨物自動車（被牽引車がある場合は被牽引車）の乗船、下船時を含む。）、積下し完了時に、時刻、位置及びPCB廃棄物を識別できる情報をセキュリティを確保した回線でJESCOに通知すること。

4. 運搬車両の軌跡地図等の情報提供

搬入者は、管理設備で表示・管理に供される軌跡地図等の情報をウェブ技術により、JESCOに提供すること。なお、JESCOに提供された軌跡地図の情報は、処理施設の処理情報センター内において、処理施設の見学者等に対して公開するものとする。

5. 運行状況報告の提出

搬入者は、運行終了時に、GPSシステムで把握した情報をJESCOが別に定める様式により整理して、運行状況報告としてJESCOに電子媒体で提出すること。

6. 連携者と連携して収集運搬を行う場合の対応

搬入者は、連携者と連携して収集運搬を行う場合、上記2から5までについては、その連携者が行う運搬作業等を含めた一連の運搬作業等に対して対応すること（連携者が行う運搬作業等が、鉄道運送事業者による場合にあっては鉄道運送事業者が整備するシステムにより搬入者が把握した情報を用いたもの、船舶運航事業者による場合にあっては船舶運航事業者が提供する緊急事態の発生時の連絡体制及び運行状況報告に関する情報を用いたものにより対応することができる。）。ただし、3及び4については連携者が直接JESCOに通知又は提供することにより、搬入者が対応した行為とみなすことができるものとする。

7. 協議事項

GPSシステムの運用に関し、JESCOとの通信方法の詳細等についての事項はJESCOと協議して定めるものとする。

## 連携者に係る基準

搬入者は、連携者と連携して収集運搬を行う場合は、その連携者が行う運搬作業等について、別表(1)に掲げる基準に適合させるとともに、その連携者が、P C B廃棄物の保管事業者（連携者となる鉄道運送事業者及び船舶運航事業者を除く。）又は貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者等」という。）である場合にあっては別表(2)に、鉄道運送事業者である場合にあっては別表(3)に、船舶運航事業者である場合にあっては別表(4)に定める基準に適合させなければならない。

## 別表(1) 連携者に共通する基準

## 1. 受入対象物

受入基準第3の規定を準用する。

## 2. 運搬容器

受入基準第4の規定を準用する。

## 3. 水の付着等

受入基準第9の規定を準用する。

## 別表(2) 貨物自動車運送事業者等に係る基準

## 1. G P Sシステム

受入基準第6の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と読み替え、同規定中「別紙1別表(4)」については、7項中「関係機関」とあるのは「搬入者」と、8項中「関係機関」とあるのは「搬入者」と、「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と、9項中「配信」とあるのは「発信」と、「以下の関係機関」とあるのは「搬入者」と読み替え、(1)から(5)までを削り、10項中「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と読み替え、同規定中「別紙1別表(5)」については、2項中「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と、「J E S C O及びJ E S C Oが定める関係機関」とあるのは「搬入者」と、3項中「J E S C O」とあるのは「搬入者」と、「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と、4項中「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と、「J E S C O」とあるのは「搬入者」と読み替え、「なお」以下を削り、5項中「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と、「J E S C Oが別に定める様式により整理して、運行状況報告としてJ E S C Oに」とあるのは「搬入者に」と読み替え、6項及び7項を削るものとする。

## 2. 従事者の教育・訓練

(1) 受入基準第7(1)の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と、「受入基準等」とあるのは「関係法令、P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン及び別紙2中別表(1)及び別表(2)に定める基準」と読み替えるものとする。

(2) 受入基準第7(2)の規定を準用する。この場合において、「第2②に掲げる搬入者」とあるのは「連携するP C B廃棄物の保管事業者」と読み替えるものとする。

## 3. 収集運搬の安全の確保等

(1) 受入基準第8(1)の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と、「受入基準等」とあるのは「関係法令、P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン及び別紙2中別表(1)及び別表(2)に定める基準」と読み替えるものとする。

(2) 受入基準第8(2)の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と、「運搬作業等」とあるのは「搬入者と連携して運搬作業等」と読み替えるものとする。

#### 4. 運搬経路等

受入基準第10(1)の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する貨物自動車運送事業者等」と読み替え、「次表の上欄に掲げる積込区域（その入門に使用する運搬車両にPCB廃棄物を積み込んだ区域をいう。ただし、入門に使用する運搬車両にPCB廃棄物を積載して海上輸送する場合にあっては、その運搬車両が下船する区域をいう。）ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる経路により国道36号仲町ランプに至り市道御崎埠頭1号通線から処理施設に搬入し、それぞれ同表の下欄に掲げる地点を通過する際に、車載装置を用いて運搬車両の位置情報を発信することを基本とするほか、」を削り、「搬入経路」を「運搬経路」に読み替え、表を削るものとする。

### 別表(3) 鉄道運送事業者に係る基準

#### 1. 鉄道運行管理体制

(1) 連携する鉄道運送事業者は、次表①に定める運行状況等を一元的に管理する既存の体制（以下「既存の鉄道運行管理体制」という。）を備えた上で、PCB廃棄物を積載する貨物列車（以下「PCB廃棄物積載列車」という。）にその運行状況等の情報を送受信する無線等の装置（以下「鉄道無線等装置」という。）を搭載するものとする。

(2) 連携する鉄道運送事業者は、次表②に定める緊急事態の発生時の連絡体制の確保に当たっては、既存の鉄道運行管理体制を適正に履行するものとする。

表① 既存の鉄道運行管理体制

##### 1. 既存の鉄道運行管理体制を構成する機器

既存の鉄道運行管理体制は、PCB廃棄物積載列車に鉄道無線等装置を備えるとともに、当該PCB廃棄物積載列車の運行状況を管理する事業所（以下「管理事業所」という。）において管理するものとする。

##### 2. 鉄道無線等装置の機能

鉄道無線等装置は、無線その他の方法による管理事業所との情報の送受信を行う機能を備えるものとする。

##### 3. 鉄道無線等装置が発信する情報

鉄道無線等装置が発信する情報は、以下のとおりとする。

- (1) PCB廃棄物積載列車を識別することができる情報
- (2) PCB廃棄物積載列車の現在位置を示す情報
- (3) 緊急事態にその状況を含め伝達された情報

##### 4. 緊急事態の定義

3(3)に定める緊急事態とは以下の時とする。

- (1) PCB廃棄物積載列車の事故発生時
- (2) 地震、洪水等の自然災害や破損、積雪等による路線不通により、収集運搬の継続が困難となった時
- (3) その他不測の事態が発生した時

##### 5. 情報発信の時期

鉄道無線等装置による情報発信の時期及びその時期に発信される情報は、以下のとおりとする。

	情報発信の時期	発信される情報 (3に掲げる項目番号)
緊急事態の発生時		(1)、(2)、(3)

6. 連携する鉄道運送事業者が搬入者に行う通報の内容

連携する鉄道運送事業者が搬入者に行う通報（以下「緊急通報」という。）の内容は、次のものを含むものとする。

- (1) 緊急事態が発生した場所
- (2) 緊急事態が発生したP C B廃棄物積載列車の列車番号
- (3) 緊急事態が発生したP C B廃棄物積載列車に積載しているP C B廃棄物を積載しているコンテナのコンテナ番号
- (4) P C Bの毒性等緊急対応のための情報（連携する鉄道運送事業者が作成する「化成品貨物事業時応急処理ハンドブック」に記載されたP C B廃棄物に関する事項及びP C B廃棄物に関する緊急時対応マニュアルに相当する情報）

7. 緊急通報の発信は、搬入者に対し、F A X又はその他の手段により行うことができるものとする。

表② 緊急事態の発生時の連絡体制の確保

連携する鉄道運送事業者は、P C B廃棄物の運搬作業等を行っている時は、既存の鉄道運行管理体制の履行により、運行状況を把握し、緊急事態が発生した時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。

また、連携する鉄道運送事業者は緊急事態が発生した時には、搬入者に連絡すること。

2. 従事者の教育

受入基準第7の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する鉄道運送事業者」と、「受入基準等」とあるのは「関係法令、P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン及び別紙2中別表(1)及び別表(3)に定める基準」と、「教育・訓練」とあるのは「教育」と読み替え、「(第2②に掲げる搬入者にあっては特別管理産業廃棄物管理責任者)」及び「(第2②に掲げる搬入者にあっては保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者)」を削り、「よるもの」とあるのは「よる周知」と読み替えるものとする。

3. 収集運搬の安全の確保等

- (1) 受入基準第8(1)の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する鉄道運送事業者」と、「受入基準等」とあるのは「関係法令、P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン及び別紙2中別表(1)及び別表(3)に定める基準」と読み替えるものとする。
- (2) 受入基準第8(2)の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する鉄道運送事業者」と、「運搬作業等」とあるのは「搬入者と連携して運搬作業等」と読み替え、「自動車保険その他の」を削るものとする。

#### 別表(4) 船舶運航事業者に係る基準

1. 船舶運航管理システム
(1) 連携する船舶運航事業者は、次表③に定める運航状況等を管理するシステム（以下「船舶運航管理システム」という。）を備えた上で、運搬船にその運航状況等の情報を送受信する船舶電話等の装置（以下「船舶電話等装置」という。）を搭載しなければならない。
(2) 連携する船舶運航事業者は、次表④に定める緊急事態の発生時の連絡体制の確保及び運航状況報告の提出に当たっては、船舶運航管理システムを適正に運用しなければならない。

表③ 船舶運航管理システム

1. 船舶運航管理システムを構成する機器

船舶運航管理システムは、運搬船に船舶電話等装置を備えるとともに、当該運搬船の運航状況を管理する事業所（以下「管理事業所」という。）に船舶電話等装置が送受信する情報により運搬船の運航状況を管理する運航状況管理設備（以下「管理設備」という。）を備えるものとする。

2. 船舶電話等装置の機能

船舶電話等装置は、以下の機能を備えるものとする。

- (1) 船舶電話その他の方法による管理設備との情報の送受信
- (2) GPS を用いた運搬船の位置の測定
- (3) 運転従事者又は管理事務所からの高波等の海象や港内事情等の運搬状況に関する情報の伝達
- (4) 手動による(2)及び(3)の情報の発信

3. 船舶電話等装置が発信する情報

船舶電話等装置が発信する情報は、以下のとおりとする。

- (1) 運搬船を識別することができる情報
- (2) 運搬船の現在位置（GPSにより取得した緯度経度）を示す情報
- (3) 運搬中の個々のPCB廃棄物を識別することができる情報
- (4) 運転従事者又は管理事務所が連絡が必要であると判断した時（以下「緊急事態」という。）に、その状況を含め運転従事者又は管理事務所により伝達された情報

4. 緊急事態の定義

3(4)に定める緊急事態とは以下の時とする。

- (1) 運搬船の接触、転覆等の海難事故発生時
- (2) 津波、台風等の海象や船舶の故障、港内事情等により、収集運搬について著しい遅延が生じ、又は継続が困難となった時
- (3) その他不測の事態が発生した時

5. 情報発信の時期

船舶電話等装置による情報発信の時期及びその時期に発信される情報は、以下のとおりとする。

情報発信の時期	発信される情報 (3に掲げる項目番号)
緊急事態の発生時	(1)、(2)、(3)、(4)

6. 管理設備の機能

管理設備は以下の機能を備えなければならない。

- (1) 船舶電話等装置から発信された情報の蓄積、整理
- (2) 日報の作成
- (3) 搬入者への情報の提供
- (4) 緊急事態の発生時に搬入者への通報等の発信

7. 管理設備が搬入者に行う通報の内容

6(4)において管理設備が搬入者に行う通報（以下「緊急通報」という。）の内容は、次のものを含むものとする。

- (1) 連携する船舶運航事業者の社名、住所及び連絡先
- (2) 緊急事態が発生した場所

	<p>(3) 緊急事態が発生した運搬船の名称及び船舶番号</p> <p>(4) 緊急事態が発生した運搬船の運転従事者の氏名及び連絡先</p> <p>(5) 緊急事態が発生した運搬船に積載しているP C B廃棄物の数量及び荷主</p> <p>(6) 緊急事態に対応するにあたって留意すべき事項</p> <p>(7) P C Bの毒性等緊急対応のための情報（イエローカード相当の情報）</p> <p>8. 緊急通報の発信は、搬入者に対し、F A X又はその他の手段により行うことができるものとする。</p> <p>9. 船舶運航管理システムの導入方法 船舶運航管理システムは、連携する船舶運航事業者が自ら整備するほか、自らの責任においてこのようなサービスを提供する事業者と契約することにより整備してもよいこととする。</p>
--	--

表④ 船舶運航管理システムの運用方法

1. 緊急事態の発生時の連絡体制の確保	連携する船舶運航事業者は、P C B廃棄物の運搬作業等を行っている時は、船舶運航管理システムを必ず用いて、運航状況を把握し、緊急事態が発生した時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。 また、連携する船舶運航事業者は緊急事態が発生した時には、搬入者に連絡すること。
2. 運航状況報告の提出	連携する船舶運航事業者は、運航終了時に、船舶運航管理システムで把握した情報を運航状況報告として搬入者に電子媒体で提出すること。
2. 従事者の教育・訓練	受入基準第7の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する船舶運航事業者」と、「受入基準等」とあるのは「関係法令、P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン及び別紙2中別表(1)及び別表(4)に定める基準」と読み替え、「(第2②に掲げる搬入者にあっては特別管理産業廃棄物管理責任者)」及び「(第2②に掲げる搬入者にあっては保管管理、運搬、漏洩防止措置等の各作業管理担当者)」を削るものとする。
3. 収集運搬の安全の確保等	<p>(1) 受入基準第8(1)の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する船舶運航事業者」と、「受入基準等」とあるのは「関係法令、P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン及び別紙2中別表(1)及び別表(4)に定める基準」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 受入基準第8(2)の規定を準用する。この場合において、「搬入者」とあるのは「連携する船舶運航事業者」と、「運搬作業等」とあるのは「搬入者と連携して運搬作業等」と、「自動車保険」とあるのは「船主責任保険」と、「保険金額3億円」とあるのは「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条に規定する責任の限度額に相当する保険金額」と読み替えるものとする。</p>